

第398回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

第398回宮城県議会(令和7年11月定例会)に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和7年11月28日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

記

1 予算議案

令和7年度宮城県一般会計補正予算(第4号分)

2 予算外議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月24日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

財 第 1 4 8 号  
令和7年11月26日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



第398回宮城県議会議案について(照会)

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算議案

令和7年度宮城県一般会計補正予算(第4号分)

2 予算外議案

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

# 第398回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

## 1 補正予算の概要(教育庁関係分)

単位:千円

令和6年度	令和7年度			比較増減	比較率
11月現計予算額[A]	現計予算額[B]	補正額[C]	計[B+C]=[D]	[D-A]	[D/A]
159,946,991	163,756,982	57,762	163,814,744	3,867,753	102.4%

## 2 予算議案(教育庁関係分)

### 主な増額補正

番号	名称	概要
1	高等学校等修学支援費(県立学校物価高騰対策分)	低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金への上乗せ給付を行うもの。
		所管 高校教育課
		1 補正額 15,000千円      2 財源 国庫
2	特別支援教育就学奨励費充実事業(物価高騰対策分)	学用品等の物価高騰の影響を受けている幼児、児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の上乗せを行い、支援するもの。
		所管 特別支援教育課
		1 補正額 8,000千円      2 財源 国庫
3	県立学校給食食材価格高騰対策事業	保護者負担の軽減に向けた県立学校の給食食材価格高騰分への助成を行うもの。
		所管 保健体育安全課
		1 補正額 34,200千円      2 財源 国庫

## 3 予算外議案(教育庁関係分)

## 条例議案

議案 番号	名称	概要
175	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等に伴い、所要の改正を行おうとするもの
		施行 令和8年1月1日 所管 教職員課
		教職調整額の支給率の段階的な引上げ (4% → 10%)

条例案に対する意見について

第398回宮城県議会(令和7年11月定例会)に提出される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第4項の規定により県議会議長から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和7年12月2日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

記

1 予算外議案

議第140号議案 文化財保護条例の一部を改正する条例

令和7年12月24日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦

宮議第304号  
令和7年11月27日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県議会議長 佐々木 幸士

条例案に対する意見について(聴取)

第398回県議会(11月定例会)において知事から提案された下記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。  
なお、意見は令和7年12月2日(火)までに文書により回答願います。

記

議第140号議案 文化財保護条例の一部を改正する条例

議案の概要

番号	名称	概要
140	文化財保護条例の一部を改正する条例	<p>教育委員会の権限に属する埋蔵文化財の事務の一部を新たに市町村が処理すること等とするため、所要の改正を行おうとするもの。</p> <p>施行 令和8年4月1日 所管 文化財課</p> <p>1 移譲事務に関する規定の整備 2 経由事務に関する規定の整理</p>

## 1 改正理由

埋蔵文化財保護の体制が十分に整っている市町村へ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第55条に基づき、県教育委員会から事務処理権限を移譲することで、保護を適切に行いながら、処理期間の短縮による住民サービスの向上とともに、県及び市町村が行う事務の軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

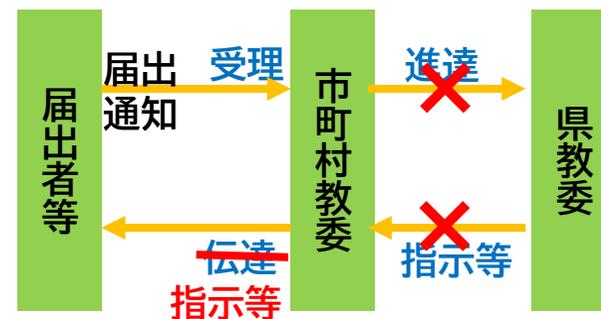
## 2 主な改正の内容

・文化財保護法に基づく埋蔵文化財に係る下記①～⑤の事務を仙台市、白石市及び多賀城市へ移譲する。

- ①調査のための発掘に関する届出等（文化財保護法第92条）
- ②土木工事のための発掘に関する届出等（同法第93条）
- ③国の機関等が行う土木工事等の発掘に関する通知等（同法第94条）
- ④遺跡の発見に関する届出等（同法第96条）
- ⑤国の機関等による遺跡の発見に関する通知等（同法第97条）

・③及び⑤については、「市の機関等に係る事務」と「国・県の機関等に係る事務」があり、移譲先の意向を踏まえ、前者の事務を移譲する。

・移譲した3市においては、届出等の受理や、届出者への指示等を市が行うこととなる。



移譲する事務処理件数は、3市で年間350件程度

## 3 施行期日

令和8年4月1日